



# 法人市民税減免申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

管理番号

通信日付印

確認

処理事項

所在地	
法人名	
代表者の氏名	
この申請にかかる 担当者名・連絡先	電話 - -

仙台市市税条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり法人市民税均等割額の減免を申請します。

前年4月1日から3月31日までの間に仙台市に事務所又は事業所を有していた期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
A 申告により納付すべき税額 (均等割申告書の②)	円
B 減免を受けようとする税額	円
C 減免後の税額 (A-B)	円

減免事由： 次の要件①、②にチェック  をつけてください。

要件に該当しない場合は、減免対象ではありません。

①	<input type="checkbox"/> 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等
	<input type="checkbox"/> 管理組合法人、団地管理組合法人、防災街区整備事業組合、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合
	<input type="checkbox"/> 地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体 (町内会等)
	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

→ ②	<input type="checkbox"/> 上記に該当し、収益事業を行っていない
-----	---

『収益事業の有無』とは、事業目的の有無・利益の有無とは関わりありません。別紙の留意事項をご覧ください。

添付書類	<b>活動(収支)計算書及び事業報告書</b>
	a ※この申請書に添付できない場合の提出予定時期 → 令和 年 月
	b 税務署長より『実費弁償による事務処理の受託等の確認』を受けている場合は、その確認書の写し
c 前年4月以降に定款・規約等に変更がある場合は、最新の定款・規約等の写し	

還付を受けようとする金融機関	銀行 支店
	口座番号 (普通・当座)

【提出期限：4月30日】  
(4月30日が閉庁日の場合は翌開庁日)

「市民税の均等割申告書」と一緒にご提出ください。

## 減免申請にあたっての留意事項

### ◆減免の対象となる法人等について

仙台市においては、仙台市市税条例及び同条例施行規則の規定により、次の法人等が法人市民税均等割の減免対象となります。

なお、減免の対象期間となるのは、収益事業を行っていない期間についてのみです。

- 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等
- 管理組合法人、団地管理組合法人、防災街区整備事業組合、マンション建替組合  
マンション敷地売却組合、敷地分割組合
- 地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体(町内会等)
- 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

### ◆収益事業について

法人税法上の収益事業とは、事業目的や利益の有無に関わらず、法人税法施行令第5条に規定する次の34の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

#### 《収益事業に該当する34の事業》

- |                 |          |          |                   |          |
|-----------------|----------|----------|-------------------|----------|
| 1 物品販売業         | 2 不動産販売業 | 3 金銭貸付業  | 4 物品貸付業           | 5 不動産貸付業 |
| 6 製造業           | 7 通信業    | 8 運送業    | 9 倉庫業             | 10 請負業   |
| 11 印刷業          | 12 出版業   | 13 写真業   | 14 席貸業            | 15 旅館業   |
| 16 料理店業その他の飲食店業 | 17 周旋業   | 18 代理業   | 19 仲立業            |          |
| 20 問屋業          | 21 鉱業    | 22 土石採取業 | 23 浴場業            | 24 理容業   |
| 25 美容業          | 26 興行業   | 27 遊技所業  | 28 遊覧所業           | 29 医療保健業 |
| 30 技芸教授業        | 31 駐車場業  | 32 信用保証業 | 33 無体財産権の提供等を行う事業 |          |
| 34 労働者派遣業       |          |          |                   |          |

※仙台市において収益事業を行っていない場合でも、他市町村に所在する本店(本部等)又は支店(支部等)において収益事業を行っている場合には、仙台市における減免の要件に該当しません。

※現在行っている事業について、収益事業に該当するかどうか不明の場合や、新規事業を開始する場合は、管轄の税務署に、関係書類を持参のうえ、必ずご相談願います(事前に税務署へ相談の予約が必要です)。

※特定非営利活動法人が提供する「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」・「児童福祉法に基づく支援費サービス事業」・「介護保険法に基づく介護サービス事業」も、収益事業に該当する場合があります。

《税務署一覧》		
仙台北税務署	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	☎ 022-222-8121
仙台中税務署	仙台市若林区卸町3丁目8番5号	☎ 022-783-7831
仙台南税務署	仙台市太白区柳生2丁目28番2号	☎ 022-306-8001